

支援金制度等の具体的設計に関する
大臣懇話会（第2回）
議事録

こども家庭庁長官官房総務課

支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会（第2回）

日時：令和5年12月11日（月）12時30分～14時12分

場所：こども家庭庁庁議室

【議事】

- ・ 支援金制度等の具体的設計について

【出席者】

（構成員）

遠藤座長、五十嵐構成員、伊奈川構成員、井上構成員、菊池構成員、北川構成員、権丈構成員、佐藤構成員、佐野構成員、袖井構成員、原構成員、園田代理（オンライン）、村上構成員、横尾構成員

（こども家庭庁）

加藤大臣、渡辺長官、熊木審議官、田中参事官、西岡参事官、吉田参事官、東企画官、岩崎企画官、本後保育政策課長、山口成育環境課長、渡邊児童手当管理室長

（厚生労働省）

若林年金課長、川端雇用保険課調査官

○田中参事官 それでは、定刻になりましたので、ただいまより、第2回「支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、誠に恐縮でございますが、加藤大臣におきましては、国会用務のため冒頭で退席をいたしますので、まず開会に当たりまして加藤大臣より挨拶をいただきます。よろしくお願いたします。

○加藤大臣 皆さん、こんにちは。こども政策担当大臣の加藤鮎子でございます。

構成員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、お集まりをいただき、誠にありがとうございます。

本日は支援金制度の具体的設計について、こども家庭庁の素案をお示ししまして、前回に引き続き活発な御議論を頂戴できればと考えております。

支援金制度については、本日の素案にも記載しておりますが、歳出改革と賃上げによって実質的な国民負担の軽減効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、国民の皆様の実質的な追加負担が生じないこととしております。

また、この支援金制度は、企業とともに高齢者も含めた全ての世代の皆様にごども・子育て世帯を応援していただくことをお願いするものです。抛出いただく皆様にとって納得できる仕組みとなるよう、引き続き取り組んでまいります。

本日御意見を賜る素案において、医療保険者の皆様には支援金の徴収と国への納付をお願いすることとしています。今般の少子化対策の加速化プランのための欠かせない役割として何とぞ御理解賜るとともに、法案化に向けて引き続き御協力をお願いしたいと考えております。

あわせて、支援金制度を支える新しい分かち合い・連帯という理念について、国民の皆様に分かりやすく説明し、支援金制度についての理解が深まるよう、努力をしてみたいと考えております。

最後に、構成員の皆様には、本日も引き続き御指導賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

それでは、どうぞよろしくお願いたします。

○田中参事官 ありがとうございます。

加藤大臣においては、ここで退室をいたします。

(加藤大臣退室)

○田中参事官 カメラの方はここで退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○田中参事官 それでは、本日の資料でございますが、議事次第の記載のとおり、4点となっております。不足等ございましたら事務局へお申しつけください。

本日の構成員の御出欠について御報告させていただきます。

菊池構成員、原構成員におかれましては、都合により途中退席される予定です。

また、滋賀県知事の三日月構成員におかれましては、所用により、代理として、子ども・青少年局長の園田様がオンラインで出席されますが、途中からの御参加となります。

それでは、議事「支援金制度等の具体的設計について」に移ります。

以降の進行につきましては、遠藤座長にお願いいたします。

○遠藤座長 遠藤でございます。

本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

11月に行われました第1回の懇話会においては、事務局から示された論点に沿って様々な御意見を皆様からいただきました。本日は、前回の御議論も踏まえて、こども家庭庁において支援金制度等の具体的検討の素案を御用意いただいておりますので、引き続きそれぞれのお立場から御意見をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○田中参事官 それでは、私から支援金制度の具体的設計素案につきまして、資料1の横置きの概要をメインに、必要に応じまして資料2の素案本体にも触れつつ御説明を申し上げます。

まず、資料1の概要のほうの2ページでございます。

加速化プランを支える安定的な財源の確保についてです。

最初のポツ、少子化は、我が国の直面する最大の危機であり、2030年までがこれを食い止めるラストチャンスであるとの認識の下、3兆円半ばにも及ぶ加速化プランの実現により、抜本的な政策強化を図ることで、我が国のこども一人当たりで見た家族関係支出はOECDトップ水準のスウェーデンに達する水準となります。

2つ目のポツ、加速化プランの実施に当たり、こども家庭庁の下に、2025年度にこども・子育て支援特別会計、いわゆる「こども金庫」を創設いたしまして、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めます。

3点目、加速化プランを支える財源については、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、国民に実質的な負担が生じないことといたします。2028年度までに、規定予算の最大限の活用等、歳出改革による公費節減及び支援金制度の構築により、安定財源を確保します。また、戦略方針では「若い世代の所得を増やす」ことを基本理念の第一に掲げております。賃上げなど経済成長への取組を先行させることとしてございます。

3ページでございます。

こども・子育て支援特別会計（仮称）の創設による見える化についてでございます。こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、2025年度からこの特別会計、いわゆる「こども金庫」を設置しまして、特定の財源を活用して実施する事業を一般会計と区分して経理いたします。これにより、こども・子育て政策に関して予算の一覧性が高まるとともに、給付と拠出の関係が一層明確化されます。

特別会計は、こども・子育て支援に係る事業を経理いたします、右側のこども・子育て

支援勘定と育児休業給付に係る事業を経理する左側の育児休業等給付勘定に区分することとし、こども・子育て支援納付金を充当する事業につきましては、下の図の※印がについてございます右側の歳出欄からでございますが、出産・子育て応援給付金、こども誰でも通園制度、児童手当、あと共働き・共育てを推進するための経済支援として3つ、国民年金第1号被保険者についての育児期間に係る保険料免除措置と、左側の歳出でございますけれども、※印がについてございます育児休業給付率の引上げ相当部分、育児時短就業給付になります。これらの事業につきましては、このページの注1にございますとおり、これまで社会保険料やこども・子育て拠出金を充当してきた事業を踏まえつつ、加速化プランに基づく制度化等により新設・拡充する制度であって、対象者に一定の広がりのある制度に充てるとの考え方に基づくものでございます。

具体的には、まずこれまで比較的支援が手薄だった妊娠・出産期から0～2歳のこどもに係る支援から充当することとし、事業名及び支援納付金による各事業額に対する充当割合は法定することといたします。

4ページでございます。

今般の少子化対策は、令和10年度までかけて積み上げていく財源確保を待つことなく、令和8年度までを「集中取組期間」とする、言わば給付先行型の枠組みでございます。こども・子育て支援特例公債の発行がそれを可能にするものです。具体的には支援納付金の収納が満年度化するまでの間、支援納付金を充当する事業に要する費用について、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行し、支援納付金はその償還にも充当できることといたします。

また、決算剰余金が支援納付金を充当する経費以外に使われることのないよう、資金を設置して分別管理をすることといたします。

5ページからがこども・子育て支援金制度についてでございます。

少子化・人口減少は我が国の社会・経済全体に大きな影響を及ぼすゆえに、実効性のある少子化対策の推進は、高齢者を含む全ての国民、企業を含む経済全体にとって極めて重要な受益となります。今般の政策強化は、これまでの財源規模では対応できなかった制度化等を盛り込んでおり、広い範囲の子育て世帯に確かな支援拡充となるものです。すなわち、支援金制度は少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みであると位置づけております。

3つ目のポツ、支援金の議論に当たりましては、負担のみに着目するのではなく、給付と併せて考えることが重要でございます。この点、支援金の規模は今後定まるものでございますが、その規模を大きく上回る加速化プランが実行されます。また、企業とともに高齢者も含め全ての世代が、さらに歳出改革の努力によって生み出された公費も併せて、子育て世帯を支える仕組みとすることで、子育て世帯は全体として拠出を大きく上回る給付を受けることとなります。

4つ目のポツ、その上で支援金の拠出額は負担能力に応じた仕組みとするなどの設計が

重要と考えております。

6 ページでございます。

支援金制度は充当事業に係る費用の拠出のため、医療保険者に被保険者等から保険料とあわせてこども・子育て支援金を徴収していただき、国にこども・子育て支援納付金として納付することを願います。下の図にあるとおりでございます。

医療保険者に徴収等を願います。考え方を3点、記載してございますが、1点目、我が国の社会保険制度は、拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高年齢世代が受ける構図となっている中で、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることは、医療保険制度を含む社会保険制度の持続可能性を高め、その存立基盤に係る重要な受益となります。

また、医療保険制度に新しい分かち合い・連帯の仕組みを組み込み、実効性ある少子化対策を実現することは、制度を支える連帯の仕組みをさらに強固にすることにもつながります。

2点目、医療保険制度は、他の社会保険制度に比べて賦課対象が広く、支援金制度と同様、全ての世代による分かち合い・連帯の仕組みでございます。現役世代も幅広い給付を受けているほか、世代を超えた支え合いの仕組みが組み込まれているとともに、本年創設された出産育児支援金は、後期高齢者の皆様に現役世代の出産を支えていただくものでございまして、医療保険制度における分かち合い・連帯の枠組みは特に近年、一定の広がりを持っているということでございます。

3点目、支援金の充当事業を実施することによって、こどもの生育環境の改善・整備等が図られることは、心身の健康の維持・向上にもつながることと期待され、このことは各医療保険者にとっても重要というように考えてございます。

7 ページは支援納付金についてでございます。

各年度におきます支援納付金の総額は充当事業の所要額の変動に対応するため、毎年末の予算編成過程において、その見込額を基にこども家庭庁が支援金を拠出する立場にある関係者等の意見を聴取しつつ、その年度までに生じた実質的な社会保険負担軽減の効果の範囲内で決定いたします。

支援納付金総額に対する医療保険者間での費用負担の分担につきましては、左下の図のとおり、後期高齢者医療制度とその他の医療保険制度の間は医療保険料負担に応じて案分、被用者保険と国民健康保険の間は加入者数に応じて案分、被用者保険間は総報酬に応じて案分といたします。

支援納付金の医療保険者からの徴収に係る事務につきましては、介護納付金の事務を参考としつつ、国の事務につきましては社会保険診療報酬支払基金において実施をいたします。

8 ページは支援金の関係でございます。

1点目でございますが、医療保険者が被保険者から徴収いただく支援金は、医療保険料

の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定をいただきます。ただし、注1にございますとおり、被用者保険者については実務上、国が一律に示すことといたします。

2点目、国民健康保険及び後期高齢者医療制度におきましては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置、被保険者の支援金額に一定の限度を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施いたします。

3点目、国民健康保険における支援金につきましては、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑みまして、こどもがいる世帯の金額が増えないよう、18歳に達する日以降の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じます。

4点目、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における支援金の賦課に当たっては、負担の公平性の観点から、金融所得を勘案することについて引き続き検討を行います。

5点目、医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、また、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずることといたします。

9ページ目、実施時期等についてでございます。

前のページまでの内容に沿いまして、2024年通常国会への法案提出に向けて引き続き検討いたします。

実施時期につきまして、支援金制度は、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせた範囲内で構築するものでございまして、また、その徴収に当たりましては、医療保険者や社会保険診療報酬支払基金等における相当程度の準備作業が必要であります。また、後期高齢者医療制度における保険料改定作業等も踏まえる必要がございます。

こうした点を踏まえまして、支援金制度は、2026年度から開始いたしまして2028年度までに段階的に構築するというようにいたします。あわせまして、法律におきまして、支援金制度は上述の実質的な社会保険負担軽減効果の範囲内で構築することや、2028年度までの各年度の支援金総額、また、歳出改革の推進の基本的考え方など、必要な事項を規定することといたします。

概要資料の御説明、以上でございますけれども、続きまして、資料2の素案の縦の紙でございます。こちらについても少しだけ御説明をさせていただきます。

資料2の縦の紙の4ページ目「3 今後について」を御覧ください。

1つ目の○でございますが、歳出改革につきましては、別途、社会保障の改革工程の検討が行われているところでございます。

2つ目の○、本素案は、こども家庭庁の素案でございます。今後、素案の具体的設計部分につきまして政府のこども未来戦略会議で御議論いただきまして、本年末までの閣議決定、さらには来年、通常国会への法案提出を目指すものでございます。また、細かい御意見をいただきました諸点として、例えば政府全体として歳出改革の取組や賃上げの取組を

着実に実行すること。制度に対する不安、不信につながらないように、十分な説明を行うこと。医療保険者の事務的・財政的な負担等に配慮するといった点につきまして、引き続き留意をして検討を進めてまいります。

最後の○でございますが、少子化問題の解決のためには「社会全体の構造・意識を変える」ことが必要であると考えてございます。この素案にある支援金制度を単なる拋出の枠組みとしてではなく、新しい分かち合い・連帯の仕組みとして捉え、子育て世帯を全世代・全経済主体がどのように支え、応援するかについて議論し、行動していくことが重要と考えてございます。

こども家庭庁におきましては「加速化プラン」に盛り込まれました各事業の意義が実感できるよう、着実に実施しつつ、これらを見える化していく。また、これに併せまして、支援金という新しい分かち合い・連帯の仕組みについて理解が深まるよう、努力を続けてまいりたいと考えております。

事務局からの御説明は以上でございます。

○遠藤座長 ありがとうございます。

それでは、早速、皆様から御発言をいただきたいと思えます。

多くの構成員の方がいらっしゃいますので、御希望があれば複数回の御発言をいただけるように、一度の御発言は2、3分程度としていただくよう、お願い申し上げます。

御発言のある方は挙手をお願いいたします。また、オンラインで御参加の方はチャット機能の「挙手」からお願いしたいと思えます。

それから、御質問があった場合、ある程度まとめてから事務局からお答えいただくという、そういう形にさせていただこうと思えますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、いかがでございましょうか。

原構成員、どうぞ。

○原構成員 ありがとうございます。ちょっと途中退席するものですからお許しいただきたいと思えます。

支援金制度に対する基本的な考え方や幾つかの懸念点等については、前回申し上げたとおりでございますし、今日の資料の議事録にも記載させていただいておまして、感謝を申し上げます。

本日は改正の具体的内容が明らかになってまいりましたので、改めて2点、国に対して御意見、要望を述べさせていただきたいと思えます。

1点目は、支援金制度実施までの準備についてでございます。

来年の通常国会で法案が成立をし、支援金制度が創設されることになった場合には、その実施に至るまでの準備のために、国保や後期高齢者医療制度の保険者においては多大な事務負担と費用が発生することについて十分に御配慮いただきたいと思えます。

また、令和8年度、2026年度からの実施ということでございましたが、国における予算措置は早くて来年の補正予算対応というように聞いております。そうなりますと、実施に

向けての準備期間は1年足らずと限られてきて非常にタイトなスケジュールとなることが予想されますので、この点についても御留意をお願いしたいと思います。

もう少し具体的に申し上げますと、現在、都道府県、市町村においては自治体システムの標準化への対応やマイナンバーカードの利用促進、医療DXへの対応など様々な対応が求められております。こうした中で支援金制度への対応が求められることとなれば、さらに国保保険者等として各種条例や規則の改正作業、新たな仕組みによる支援納付金や保険料の算定作業、それから、被保険者への周知、また、様々なシステムの改修など、現場レベルにおいて多大な事務負担が加わることとなります。国においては、こうした状況を勘案し、準備のための情報提供を早め早めに行っていただきながら、制度実施までの準備期間を十分に確保していただくとともに、必要となる費用について都道府県、市町村の追加負担が生じないように、国の責任で財政支援を行っていただきますよう、お願いを申し上げます。

特にシステム改修につきましては、前回も申し上げましたけれども、私ども、国保中央会が国からの依頼に基づきまして実施しているものが幾つかございますが、保険者、被保険者の皆様に御迷惑がかかることがないように、早め早めの情報提供を行っていただきますとともに、十分な準備期間と必要な財源が確保されるよう、御配慮いただきたく、重ねてお願いを申し上げます。

2点目でございますが、金融所得の勘案についてでございます。

本日の資料でも出ておりますが、国保及び後期高齢者医療制度における支援金の賦課に当たっては、負担の公平性の観点から、金融所得を勘案することについて引き続き検討を行う、こういった記載がなされております。同じ地域保険の被保険者間の負担の公平を図るという趣旨は理解できますが、被保険者に理解していただくことはもとより、現場レベルの事務負担やシステムへの影響など、難しい課題が多々あると考えておりますので、保険者等の関係者の意見を十分に踏まえながら慎重に検討を進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○遠藤座長 ありがとうございます。

全て御意見だったと思いますけれども、原構成員、早めに御退室ということですので、もし事務局で何かコメントがあればお願いしたいと思います。

○熊木審議官 原構成員、ありがとうございました。

今、御指摘いただきました点をしっかりと受け止めさせていただきまして、事務負担、そして費用への配慮について最大限の努力をさせていただくとともに、早めに、そして丁寧な情報提供することで、円滑な実施がかないますように努力させていただきたいと思います。

金融所得の勘案につきましては、確定申告をしているか否かによって払う金額が異なるという状況があるという意味で、不公平感は確かにあろうかと思っておりますので、今進めている全世代型社会保障の改革というのは、負担できる方には御負担をお願いしようと、そう

いうコンセプトでもございますので、方向性としてこれは重要な検討課題であると、前回御意見もございましたし、そのように考えてございます。

他方で、システムですとか事務負担ですとか、いろいろな影響はあるということも、当然でございますので、現場の状況ともそごがないように考えながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○原構成員 よろしくお願ひします。

○遠藤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

それでは、早期に御退室ということで事前に伺っている菊池構成員、続けてお願いいたします。

○菊池構成員 ありがとうございます。私も途中退席ということで先に御発言をお許しただけだと存じます。

今回導入が検討されています新たな支援金制度については、医療保険の仕組みを通じて費用の徴収を行うものとされています。社会保険の基本的な特徴として、拠出と給付の牽連性が指摘されるものの、現行の我が国の社会保険制度においても拠出と給付が常に直接結びついているわけではありません。例えば健康保険では介護保険第2号被保険者の介護保険料額が徴収され、後期高齢者医療制度に向けた後期高齢者支援金も健康保険料として徴収されています。

また、社会保険はその制度理念として、分かち合い・連帯の仕組みであるという性格を持ち、今回の新たな支援金制度は少子化対策、子育て支援策から受益する全ての世代、経済・社会全体が子育て世帯を支える分かち合い・連帯の仕組みとしつつ、そのための費用を医療保険ルートで拠出する仕組みとして提示されており、これには一定の合理性があることは改めて申し上げたいと思います。

このように医療保険者に支援納付金の納付義務を課すことは、素案の3ページでも整理されていますように、単なる代行徴収という意味合いを超えて、医療保険者、ひいては被保険者にも少子化対策ないし、子育て支援策からの言わば間接的な受益があることにもその根拠が求められると考えます。ただし、今回の新しい支援金制度は、出産に関する保険給付を目的の一つとし、疾病予防なども射程に含む健康制度の趣旨、目的に包含され得るとはいえ、これまで保険給付とはされてこなかった児童手当などに充当する新しい分かち合いの仕組みでありますので、やはり代行徴収に近い性格ではあると考えられます。

そのため、医療保険者及び被保険者の理解を得るためにも、制度の運営に当たっては国が適切な責任を果たす必要があると考えます。具体的には、支援金は法律上、介護保険第2号被保険者の保険料のように、支援金充当対象給付への拠出を医療保険料とあわせて徴収するものであることを明確に区別した制度とした上で、被用者保険については、国が一律の支援金率を示すといった形で一定の制限を課すことなどにより、国の責任として明確

化しておくことが大変重要であると考えられます。

私からは以上です。

○遠藤座長 ありがとうございます。御意見として承りました。

それでは、佐野構成員、その次に五十嵐構成員の順番でお願いしたいと思います。

佐野構成員、どうぞ。

○佐野構成員 ありがとうございます。

少子化対策は、現役世代が加入している健保組合にとっても大変重要な課題でございます。今回の加速化プランを含め、今後国策として少子化対策に注力することは極めて重要だと認識しております。

その上で、今回お示しいただいた素案につきましては、「全世代が支える新しい分かち合い・連帯の仕組み」など前回申し上げた我々の考え方・要望に御配慮いただいたものと受け止めております。

この素案の3ページの（支援金と医療保険について）において、社会保険から抛出する趣旨や理由を様々な角度から整理いただいたと考えております。

また、先ほども御説明がありましたけれども、7ページの（支援金）の2ポツ目の注8において、「被用者保険については、実務上、国が一律に示す」となっておりまして、医療保険者の役割を代行徴収にとどめ、国が説明責任を負うことを示していただいたものと理解しております。

とはいえ、健保組合からは、一部報道でも出ている、医療保険料への上乗せに対する懸念の声が上がっているのが事実でございます。今後の検討においては、現役世代の理解を得るためにも、保険料と支援金は異なる性質のものであることをより明確にさせていただけるように引き続き整理をお願いしたいと思います。

また、今後の検討においては、「更に制度の細部を検討する」と記載されておりますけれども、その際には医療保険者との協議も重ねていただきたいと考えております。

最後に、もはや限界に達している現役世代の負担軽減のためにも、徹底した歳出改革をお願いするとともに、素案の3ページの（見える化の必要性）についてはぜひとも取り組んでいただきたいと思っております。

あわせて、定期的な加速化プラン等少子化対策の効果検証を行うとともに、必要に応じて財政全体の見直しやその際には税を含めた財源の在り方についても広い視野での検討が必要だと考えております。

以上でございます。

○遠藤座長 ありがとうございます。

それでは、五十嵐構成員、お待たせをいたしました。

○五十嵐構成員 五十嵐でございます。

政府の皆様の具体的な設計作業の御努力に謝意を表したいと思います。

前回の意見と皆様の意見と重なる部分が若干あるかもしれませんが、御容赦ください。

1点目です。

支援金は、何度も言われているとおり、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担の軽減効果を生じさせた範囲内で構築するとされていますけれども、この中で歳出改革の徹底につきましては、努力目標でなくて必ず実施するということを決めていただきたいと思えます。

また、賃上げに関してですけれども、厳しい経営環境の中でも中小企業は必死に賃上げに取り組んでおります。賃上げによって健康保険料の標準報酬の区分が上がる人というのは、毎月納める社会保険料そのものは実額として上がるわけですね。このときにマクロ的な意味と違って実質的な負担軽減という言葉の意味するところがうまく皆さんに伝わるのかなど。その伝わるような御説明、広報をお願いしたいと思えます。

そういう意味も含めまして、支援金制度が企業の賃上げ努力やその効果を減殺するものにならないようお願いしたいと思えます。言い方を換えれば、賃上げが継続して行える環境としての経済成長の取組を政府に強く求めたい、期待したいと思えます。そのことを強く前面に出した表現をしていただくことで、支援金拠出に協力してもらうよう事業者や国民向けにアピールできると思えます。

関連しまして、支援金の位置づけについてお尋ねしたいと思えます。我々商工会議所としても、今回の対策全般について事業者等に理解促進を働きかけていく所存ではあります。努力いたしますが、重要なポイントとなりますのは、支援金とは何かということです。国民負担というときに、その負担というのは税と社会保険料のことを指すと思えますけれども、今回の支援金は社会保険料という位置づけとは説明されていません。徴収方法として健康保険ルートを使うということには合理性があると理解しておりますけれども、事業者等にどのように説明すればいいのかなというところを、質問として投げかけたいと思えます。

2点目です。対策の内容が充実するのは結構なことと思えます。ただ、今後とも施策の拡充や新設というのを検討されるようなことがある場合に、安易に支援金の拡大で、なし崩しの対応がなされることのないようお願いしたいと思えます。

最後ですけれども、こども・子育て支援勘定のほうに組み込まれている事業主拠出金制度についてであります。これまで定期的に執行状況等の説明を行っていただいているところではあります。ぜひとも制度の抜本的な見直しに向けた協議を早期に開始していただくとともに、料率については引上げを行わないようお願いしたいと思えます。

以上です。

○遠藤座長 ありがとうございます。御質問もありましたけれども、幾つかまとめて後から事務局からお答えいただければと思えます。大変興味深い質問だったと思えますけれども、ほかにいかがでございましょうか。

それでは、井上構成員、お願いいたします。

○井上構成員 ありがとうございます。経団連の井上でございます。

資料1の素案に沿って質問を2点、意見を2点、申し上げたいと思います。

まずスライドの2ページ目について、これは質問です。さきほどの五十嵐構成員の質問と重なるかもしれませんが、上から3つ目のポツで、「財源については歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険料負担軽減の効果を生じさせる」とあります。6月のこども未来戦略基本方針の段階では、徹底した歳出改革等を行い、この効果を活用しながら実質的に追加負担を生じさせないことを目指すというようにされており、今回、新たに賃上げの効果というものが加わっております。もちろん、賃上げ自体は経済の再生、デフレ脱却の最重要課題と認識しております。私ども経済界も今年以上の熱量で取り組むつもりでありますけれども、あくまでそれは個々の企業の労使の交渉ということでございますので、政府が賃上げをすると受け取られるような書きぶりには若干違和感を覚えます。

本件につきましては、国会においても質疑がなされたと理解をしておりますけれども、企業が賃上げをしていっても、例えば被用者保険、組合健保と協会けんぽでは医療保険料率が下がるわけではございませんので、個々人の負担という意味から言うと、軽減しないと考えるのが普通ではないかと思いますが、どのような形で賃上げが社会保険料負担の軽減につながるのか、ということにつきまして改めて質問をしたいと思います。

次、スライドの3ページ目、これは意見でございます。前回、申し上げたのですけれども、特別会計を設けて予算・財源を集めることで「見える化」ということではなくて、やはり費用の負担者、すなわち全世代の国民に対しまして、その政策効果が実効性を上げているということが分かるような「見える化」が重要だと思います。その最終目標は、こども未来戦略方針にも示されたとおり、2030年までに少子化を食い止めるということでございますので、個々の政策がこの最終目標に向けてどのような効果を発揮しているのかということについてPDCAを回して、効果が乏しい事業は果敢に見直していただきたいと思えます。また、各財源に余剰や不足が生じた場合の取扱い・仕組みについても引き続き検討をお願いしたいと思います。

そして、この「こども金庫」の中には公費、支援金、事業主拠出金、雇用保険等々、様々な財源が非常に複雑に含まれるということになりますので、将来的にはこれらの整理が必要だと思います。さらには、税を含む全世代型社会保障改革の必要性を改めて指摘しておきたいと思えます。

続きまして、6ページ目についてです。これも前回も申し上げたのですが、給付のない方も社会連帯の考えで負担をするということになりますので、国民的な理解が肝要だと思います。この支援金制度の呼び方なのですけれども、この本資料の表紙のタイトルも支援金制度と書いてあるのですが、この支援金というのは後期高齢者の支援金でありますとか出産育児支援金でありますとか様々な支援金がございますので、混乱が生じないようにすべきです。「こども・子育て支援金」という言葉を使うのであれば、それをしっかり国民的に定着するような理解の促進というのをお願いしたいと思います。

最後、スライドの7ページ目ですけれども、これは2点目の質問になります。

「各年度の支援納付金の総額は実質的な社会保険負担軽減の効果の範囲内で決定」とありますけれども、その次年度の支援金から給付する必要な予算額というのは別に恐らく積算をされるのだと思うのですが、その額と実質的な社会保険負担軽減効果に差が出た場合の不足額というのはどのように処理をされるのかということにつきまして質問をしたいと思います。質問は2点でございます。

以上でございます。

○遠藤座長 ありがとうございます。これも後でまとめてお答えいただければと思います。

ほかにいかがでございましょうか。

それでは、伊奈川構成員、お願いいたします。

○伊奈川構成員 ありがとうございます。

私からは、今日は所得再分配という視点から発言をしたいと思います。社会保険、それと密接不可分な支援金を核とする今回の制度ですけれども、やはり給付と併せて考えるということが重要だろうと思っています。一般的に社会保険の保険料というのは逆進的というようなことが言われることがありますけれども、厚生労働省の所得再分配調査を見ましても、ジニ係数の改善といった点でもやはり税もさることながら、社会保険の枠組みが持っている効果というのは大きいわけでありまして。特にその際には負担と給付の牽連性といったようなことが言われますように、保険料の裏側にはやはり給付という受益がある。そういうことがここにも反映しているのだろうと思うわけでありまして。

そういう点では、今回の支援金もやはり社会保険の大きな枠組みの中にはあるのかなというように私は考えております。特に今回の場合、負担面に着目しますと、裾野が広いわけでありまして、逆に給付ということから言いますと、こどもに重点的に投入されるわけですので、恐らくは所得再分配といった面でも効果があるのではないかと考えていますし、今日の資料を拝見してもスウェーデン並みになるといったようなことも書かれているわけでありまして。

また、そういう点から言いますと、やはり保険料の算定上、こどもも負担者側に入ってくる場合が特に国保なんかの場合にはあるわけですが、そういった均等割のような応益的な部分については今回の資料を拝見しますとかなり思い切った軽減制度を導入することでありまして、いいことではないかと考えております。

また、給付面でも先ほど言った牽連性ということから言いますと、受益が直接か間接かというのはありますけれども、やはり実感できるような納得感のあるという点が重要であるわけでありまして、今回の充当先を見ますと、いろいろな共働き世帯といったところも含めてかなり普遍性の高い給付というところがあるのかなと思っていますが、同時にやはり現在、こども・子育てをめぐるいろいろな環境に置かれたこどもとか家庭がありますので、そういったところにも光を当てるという点から言えば誰でも通園制度、このようなところ。つまり、普遍性ということがある一方、やはり谷間とか隙間というところに

も注意していかなければいけないのではないかと考えておりました、そういう点では今回のフレームというのは評価ができるのではないかと私は思っております。

以上であります。

○遠藤座長 ありがとうございます。御意見として承りました。

それでは、お待たせしました。権丈構成員、先ほど来、お手を挙げておられます。よろしく申し上げます。

○権丈構成員 ありがとうございます。

今回、こども・子育て支援の新しい再分配制度が創設されようとしていること、非常にすばらしいことだと思います。その上で、先ほど支援金の性格に関する御意見、御質問等もございましたので、私からは素案3ページの医療保険者が支援金の賦課・徴収を行うこととする考え方について少しコメントさせていただきます。

1つ目の黒ポツは、「急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることは、」少し飛んで、「医療保険制度を含む社会保険制度の持続可能性を高め、その存立基盤に係る重要な受益となる」というのは、こども・子育てへの支援金制度の理念として原点になる考え方であると理解しております。この支援金制度の創設は、医療・介護・年金などの、全ての社会保険制度の持続可能性を高めると考えられます。

そして、2つ目の黒ポツの中で、社会保険制度の中から、支援金が活用する賦課・徴収ルートとして医療保険制度が選ばれる理由は、「全ての世代が加入しており、他の社会保険制度に比べて賦課対象が広く、支援金制度と同様、全ての世代による分かち合い・連帯の仕組みである」からと言えます。つまり、今、この国で展開されている最上位の社会保障の改革理念である全世代型社会保障の実現として、医療保険制度の賦課・徴収ルートが代表に選ばれたのだと理解しております。

問題は、3つ目の黒ポツでございます。この段落は「医療保険制度の保険料が、保険給付だけでなく」から始まります。確かに医療保険の保険料が保険給付以外にも使われていると見ることもできるかもしれませんが、保険料として徴収するわけではない支援金の話をする際には、この段落はもしかするとなくてもよいのではないかなというように考えております。

今、支援金制度の創設に対して批判をしたい人たちもいるように思いますが、そうした人たちは報道などで支援金は医療保険料に上乗せで徴収して医療保険料の流用を図ろうとしていると論じています。そうした状況の中で、医療保険制度の保険料は保険給付だけではないのだから、こども・子育て支援に使ってもよいのではないかと読み取ることができそうな文章を書いておくというのは慎重になってよいのではないかと考えております。

新たな支援金制度は、公的介護保険のように医療保険とは独立した制度をつくると理解しております。医療保険料とあわせて支援金を徴収するのであり、日本の介護保険は40歳未満が外れてはおりますが、ドイツの公的介護保険のように賦課・徴収ベースを医療保険と同じにして新たな支援金制度をつくると理解しております。この辺りは極めて重要など

ころですので、細心の注意を払ってもらいたいというように考えております。

以上でございます。

○遠藤座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

それでは、村上構成員からお願いいたします。村上構成員の次、袖井構成員ということでお願いしたいと思います。村上構成員、どうぞ。

○村上構成員 ありがとうございます。

ほかの構成員の方々とは少し重なる部分もございますが、述べさせていただきます。私どもの基本的な意見は前回も述べたとおりでございますが、改めて何点か意見と質問を申し上げます。

まず大前提として、雇用の安定と質の向上を通じた雇用不安の払拭に向けた実効性ある方策、固定的性別役割分担意識からの脱却、仕事と生活を両立できる環境の整備などにより、誰もが安心して子どもを産み育てやすい社会とすることが求められると考えております。その財源については、社会全体で子ども・子育てを支えるという考えに基づき、税や財政全体の見直しなど、幅広い財源確保策が必要ということを改めて申し上げます。

本日、出させていただいております資料2のほうで申し上げますけれども、7ページ目の1つ目の○で、「支援納付金の医療保険者からの徴収に係る事務については、介護納付金の事務を参考とし」とあります。介護は社会保険ですが、今回の支援金制度は、社会保険でもないにもかかわらず、医療保険制度を通じて徴収する財源を子ども・子育て支援施策に使うこととなります。これは本来の社会保険制度の趣旨に沿ったものではないと考えます。

改めて支援金制度の法的性質は何なのか、抛出する立場の方たちの意見を反映する仕組みをどのように確保するのか、給付と負担の関係、今後の様々な政策の財源確保において前例となるおそれはないのかなど、前回申し上げた点について御説明をいただきたいと考えます。

また、育児休業給付の給付率の引上げや時短勤務時の給付の創設など、雇用保険に係る施策については、その施策や財源の趣旨を踏まえて適切か、関係する審議会において十分議論し、検証することが求められます。

最後になりますが、同じ資料の1ページ目の2つ目の○でございまして、これは五十嵐構成員、井上構成員と同様の発言になりますけれども、「歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、国民に実質的な負担が生じないこととした」とございます。ただ、一人一人の個人にとっては、賃上げがない労働者だけでなく、賃上げがされても社会保険料の負担が増える労働者も出ることの懸念は拭えません。こちらについても具体的で分かりやすい説明をお願いいたします。

以上でございます。

○遠藤座長 ありがとうございます。

それでは、お待たせしました。袖井構成員、よろしく願いいたします。

○袖井構成員 ありがとうございます。

私からは3点ほど申し上げたい。1点は支援金制度、前回は申し上げましたが、乳幼児を育てる家庭に現金を配ることがどのくらい出生率の改善、回復につながるのかということとは、私は疑問でございます。家族関連の支出がスウェーデン並みになるということですが、現在、子育て中のお母さんが望んでいることは、お金よりも時間ではないかと思いません。自分の自由になる時間、自分が休める時間ですね。もちろんお金を必要としている家庭もたくさんあると思えますけれども、その一方で、働き方改革を進めないと効果はないのだと思うのです。

といいますのは、確かに家族関係の支出がスウェーデン並みになるとは言っても、スウェーデンのお父さんは非常に早く家に帰ってきます。大体17時前には帰ってきて子どもと遊んだり妻と一緒に料理を作ったりするのです。ですから、今、進行中の働き方改革には本当に真剣に取り組んでいただきたい。これはもちろん政府だけではなくて企業の協力が必要ですが、時間がなければ、現金支給だけではあまり効果がないのではないかと思います。

それから、2番目は歳出改革です。これは歳出削減ということだと思うのですが、現在、介護とか医療のサービスが縮減されつつあります。そして、個人負担が増しつつある。そういう実情を若い人が見て、自分の親とか祖父母たちに対する医療や介護のサービスが減っていくということを見て、やはり将来は不安だなという気持ちになるとしたら逆効果ではないか。歳出改革というものをどういう形で行うのか。本当に国民の生活を追い詰めるような形で改革して無理やりお金を引っ張り出すということのないようにしていただきたいと思えます。

それから、3点目は、この素案の最後のところにありますが、「社会全体の構造・意識を変える」、これは非常に重要なことで、いろいろな新しい施策というのはやはり社会全体からのサポートする、そういう意識がないとうまくいかない。少子化対策につきましては、私もいろいろフォローしているのですが、いまいち国民に受け入れられない。特に少子化対策基本法ができたときに多くの女性たちが、これは戦前の産めよ増やせよ政策ではないかとか、あるいはお国のために子どもを産みたくないという声がありました。この少子化対策という言葉は本当によくないという感じがします。本当にみんなで子育てを支えましょうとか育児の社会化をしましょうとか、何かもっと別のいい言葉がないかという感じがします。

介護の社会化というのは本当にうまくいったというか、国民運動のような形で多くの人たち、特に女性たちの支援を経て介護保険の実現につながった。だから、育児の社会化みたいなこと、あるいは少子化対策と言われると、何でという感じになってしまうので、この辺りもう少し言葉に気をつけていただきたい。つまり、支援金制度をどうするかという

ことも必要ですけれども、何よりも国民全体でこの政策を支持していこう、支援していこうという気持ちをつくる上で一段の努力をこども家庭庁にはお願いしたいと思います。

以上でございます。

○遠藤座長 ありがとうございます。

それでは、お待たせいたしました。佐藤構成員、お願いいたします。

○佐藤構成員 ありがとうございます。

今回の社会全体で子育てを担う支援金制度については、子育てをしている世代からの意見としては非常に期待をしております。その中で2点、意見をさせていただければと思います。

まず一つ、頂いた資料2の素案についてなのですが、こちら、素案では実効性のある少子化対策をすると掲げていますが、やはりそうであれば支援金に関する意見を言う場に子育て制度を使う人やまだ世帯を持っていない若者の声をもっと取り入れてほしいと思っています。負担は増やさないことを目指すとはいえ、実際に医療保険の仕組みを使って新たに支援金という枠組みで徴収が始まるということは事実です。社会保険は強制加入ですので、負担をしないという選択肢はありません。3兆円もの財源を使って実施するのであれば、やはり実効性のある取組であるということが求められます。

私自身、会社員時代は産休、育休を経て育児と仕事の両立を経験しました。2010年頃でしたが、実際にやってみるとどこが大変かということが身にしみて分かります。そういう今現在、子育てをしている人の声や、今後、こどもを持つことを考えている人の声、また、そのような方を雇用している事業主の声などを聴いて費用対効果の高い有効な施策を行ってほしいです。今の若い人はコストパフォーマンスにも非常に敏感だと感じています。自分の所得から引かれるお金で行われる施策が的外れでは理解を得るのが難しいと思います。今後、取組を考える際に当事者の声を反映させる仕組みを検討していただければというのが1点目になります。

2点目ですけれども、支援金に係る上限の設定や若者の所得を増やす具体的な取組を示してほしいと感じました。こども未来戦略方針では、若い世代の所得を増やすことを基本理念の第一に掲げています。現在、子育てをしている世帯だけではなく、将来的にこどもを持つであろう若者の所得を増やすということも重要だと認識しています。その理念を全うするためにも、負担において法令上の上限を設定して、その中で取組をするというような公約のようなものをしていただければ重要だと思っています。

努力をして稼いでも手取りが増えず報われない環境で働き続ける社会にどうしても希望を感じることができません。希望を持たない国でこどもを産もうとも思えません。これでは本末転倒な結果になってしまうかもしれません。今回の支援金制度は、これから徐々に取組が拡充して、現在、高齢期に偏っている社会保障給付を子育て世代にも回るようにするものだと理解しています。社会全体で子育てを担う流れをつくって、日本でこどもを育てるのに経済的な不安を感じないという環境をつくっていくためには、ある程度時間がか

かります。その中で、若い人が明るい未来を信じられるような取組にすることは不可欠だと思っています。

素案の7ページに介護納付金を参考にとありますが、2000年に開始された介護保険制度について、介護を社会で担うということで大変多くの方が恩恵を受けていますが、一方で、介護保険料がどんどん上がっているというのを感じています。同じように中長期的に負担が上がって今後所得を圧迫するというような印象を与えないためにも、何らかの上限の設定や若者の所得を増やす具体的な取組などを併せて示していただければと思っています。

以上になります。

○遠藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかに御発言。

横尾構成員、お願いいたします。

○横尾構成員 ありがとうございます。幾つか意見を申し上げたいと思います。

今回、いろいろな重要課題だと思っていますが、複雑なものをうまくまとめていただいたなと思っておりまして、今後も、よろしくお願ひしたいと思っています。

特に今回はキックオフだろうというように思っています。

以前も申し上げましたけれども、スウェーデンのことが冒頭、出ていますが、スウェーデンの人たちは「みんなで、みんながよくするために負担するのはいいよ」と言って社会負担率を30とか35%、許容しているのですね。それはみんながハッピーになるためです。

本来だったらそういう税の議論もあっていいのですけれども、そこまでは深入りせずに今回はこういうまとめになっているのだなと思っていますので、キックオフかと思っています。それを踏まえて幾つか意見を言います。

一つは、実務に関することです。

この会議の中で自治体の現場からは私とあとほかの構成員がいらっしゃるぐらいなのですが、ぜひ数年後に本格スタートするのならば、マイナンバーと指定の口座をきちりリンクさせて、事務的な手間や時間やコストを軽減できるようにしてほしいと思っています。もったいないことに、日本国はこれまでそのチャンスを4、5回空振りや見逃しをしています。こどもへの給付金とか何かのときに「マイナンバー制度とリンクします、カードを取ってください」と言えば、みんなマイナンバーカードを受け取ったはずなのに、その当時は特に呼びかけませんでしたので、今、躍起になって交付率を増やす努力をしているわけです。今回もそのようなチャンスでもあるのですから、ぜひそういったことを考えていただきたいと思っています。これはデジタル庁とも関係してきます。

2つ目は、最近、いろいろな育児に関するアプリとかを拝見する機会がありました。胎児が大きさ2センチで、今、どんな状況かというのを可視化されて、ちゃんと見ることができます。十月十日たてば出産して生まれてくる、生を受けてこの世に誕生してきます。このこどものことに関するリアルなデータを、過去のデータや科学的な根拠に基づいた進んだアプリがありまして、これの活用で見ることができるのですね。自分自身のことを振

り返ると、そんなのが当時あったら画期的だったろうなと思います。

あわせて、胎児の状況を画像で見せていただきました。動画です。非常に画面もクリアですし、その中で小さな体長の胎児の身体の中で小っちゃな心臓が動いているのも見えました。すごいなと思います。

これから赤ちゃんに恵まれる御両親の皆さんたちは、まさにそういったものを身近に使いながら、育児、そして、その後の出産後の養育などに一生懸命頑張ってくださいませるわけです。こういった技術の進歩があるものに対して、どのように行政としてサポートができるのか、連携ができるのかは大いに知恵の出どころだと思います。識者の方や厚生労働省におかれては、こども家庭庁ももちろんそうなのですが、しっかり知恵を出してやっていけることがすばらしいと思っています。

そして、3点目です。これはほかの構成員、袖井構成員もおっしゃったことです。今回はこの会議自体が支援金制度等の具体的設計となっていますので、当然財源の確保と給付の仕方等が議論になるのですが、本当にそれだけで若い世代は子を増やそうとか、こどもたちをもっとたくさん持ちたいとか思うかという、必ずしもそうではないのではないかと思うのです。簡単に言うならば、生まれるときのケアも大事だけれども、生まれてからのケアも社会的にあるといいと思います。虐待に遭ったりしない、あるいは仮にけがしたりしたときも安心して医療を受けられる。そして、その後も成人になるぐらいまでは社会的にケアをしてあげて、みんな温かい空気の中で育っていける環境がある。そういったことを多分期待していると思うのですよ。そのことに関するビジョンや施策の推進というのが見えなければ、本当に胸の中にすんと落ちて納得して、「では」というようにはなかなかなりにくいのかなと思います。

冒頭にスウェーデンのことが出ていますが、例えばこのことについては隣国のフィンランドにネウボラというのがあります。2016年に我が国では母子健康法の改正が行われて、17年から子育て世代包括支援センターの設置が全ての市町村に努力義務となりました。もちろん、いろいろなところで今、数は増えていっているわけなのですが、少し調べてみて感心したのは、フィンランドの場合はこのステーションに行ってもほとんど同じサービスが受けられる。しかも、1人の赤ちゃんに対して助産婦の資格を持った保健師さんがおられて、その人たちがほぼマンツーマンに近い形でケアをしてくださる。しかも、数年の間に、ある回数は限られていますけれども、非常にきめ細かくやっている。これは単純にそのことだけではないのですね。出産に関わること、その後の夫婦の父親、母親になることに関するケアとか、あるいは家族というどのような医療を受けたらいいのかとか、本当、実に細かなものをワンストップで全てケアしてくれているわけですね。

日本の場合は医療のことに関してはお医者様にお世話になる。健診については自治体の保健師が定期的に何歳児健診を行う。いわばちょっと役割分担にはなっているのです。こういったのを統合した形でフィンランドはされているようなのです。こういった海外に優れた例があるならば、そのことを学んで、そこからエキスになるものを抽出して、「では、

日本国として何ができるのか」ということも一方で考え、今回のキックオフを次のフォーメーション、そして、すばらしいゴールにつながるようにやっていただくことが、今後、とても大切でないかなということを改めて今回の会議に臨むためにいろいろ勉強して、そういうことを改めて感じました。

ぜひ支援金にとどまらない、その後のケアとかサポートとか、そういったことを含めた、社会として「こども・子育て」をしっかりできるような、そういう環境整備というものをより高めていくこともぜひターゲットに入れていただきたいと思います。

焦眉の課題は多分予算の確保とその具体的な支給、給付だと思いますけれども、ちょっと今、私自身も気になっているのは、国会関連でいろいろ金銭にまつわることがニュースになってしまって、国民の皆さんは年末年始に向かうに従ってどうも敏感になっていくと思うのです。「自分たちばかり負担が増えそうな話だな」と思ったりもされると思います。

例えば私もこうあってほしいと思っているのは、「実質的な経済的負担を増やすことなくこういった理念を追求していきたい」ということを文言としても書いていただいているので、ぜひそうなるように努力していただきたいと思いますと思うところです。

年末年始の過去の報道を振り返ってみてもいつも思うのは、いよいよ税制改正妥結、大体クリスマス前後ですね。そして、年末の新聞には来年から税率はこうなる、どここの負担はこうなるというのが挙がってきて、年が明けてもまた元旦号か3日号の新聞等には似たようなことが書かれていて、何か晴れ晴れとした空気にならないままに社会が年々歳々重ねているのです。できたらその中に「若干のみんなの協力金的な支援金は増えるが、そのことによってこれから生まれてくる命や、そして、今いるこどもたちがより安心して、よりよく成長できる、そういった社会をみんなでつくろうとしているではないですか、一緒にやっていきましょうよ」、そんなメッセージがより多くの国民の皆さんに届いていくと、この制度に関する理解や応援も増えていくでしょうし、よりよい制度に成長していくのではないかなと期待をしています。そういった意味で最初にキックオフと言わせていただきました。

ぜひ今回の取組が、よりよい日本の人口増加はもちろんですけれども、様々な問題の復活、復興、復旧、そして、改善につながることを心から願っているところです。

以上です。

○遠藤座長 ありがとうございます。

オンラインで知事会の園田参考人がお手を挙げておられますので、園田参考人、よろしくお願いいたします。

○園田代理 滋賀県子ども・青少年局局長の園田でございます。

本来であれば構成員であります三日月滋賀県知事が出席するべきところですが、県議会開会中のため、知事から仰せつかった意見を代読させていただきます。

子ども・子育て政策の強化のため、こども未来戦略の取りまとめに向け、従来の政策に加えて労働・雇用政策にも踏み込まれたことや、財源確保策を含め様々な観点から議論・

検討が国を挙げて行われてきたことは高く評価いたします。

子ども・子育て政策が充実することにより、今いる子どもがより幸せに育ち、子育て家庭がより安心して子育てができる環境となります。そのことがひいては子どもを持ちたいと思われる方の増加や少子化への対策にもつながると考えております。その施策の財源となる支援金制度についてお願いと期待を込めて大きく3点申し上げます。

まず、支援金制度に係る国民の理解についてでございます。6ページに記載のとおり、医療保険制度を活用して子ども・子育て支援金を徴収する理由として、ほかの社会保険制度に比べて対象者が広く、全ての世代による分かち合い・連帯の仕組みがあるからということが挙げられています。対象者が幅広いからこそ、支援金の使途や徴収方法については国民の理解を得た上で決定すべきであり、国において説明責任を果たしていただきたい。

次に、支援金の使途となる子ども・子育て政策についてです。国の子ども・子育て政策については、子ども・子育て支援等分科会をはじめ地方や関係団体からの意見を聴く場を設けられているところです。この中で仮称ではございますが、子ども誰でも通園制度などは制度の在り方について様々な意見が出ており、また、使途をなぜ子ども誰でも通園制度だけに限定するのか等の意見も先月開催された本懇話会で出ていたと承知しておりますが、それらの意見について説明や反映がないままに内容が決定されつつあると感じております。支援金を活用した施策を真に実効性のある取組として展開できるよう、引き続き実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換を行っていただきたいと考えております。

最後に、子ども・子育て政策は国と地方が車の両輪となって進めていくべき最重要施策だと考えており、地方としても適切な役割分担の下でその責任をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。支援金制度が創設されることで安定的に財源が確保されることとなり、子ども・子育て政策を強化していこうとしている地方としては大変ありがたいと感じております。

一方で、支援金の財源には、歳出改革の努力により生み出された財源も充てられることとされています。歳出改革の必要性に異論はないものの、その中で子ども・子育て関係予算を削って付け替えることとなつては、子ども・子育て政策の強化とならないことから、支援金制度の趣旨に沿った歳出改革をお願いして発言を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○遠藤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございますでしょうか。

それでは、北川構成員、お願いいたします。

○北川構成員 ありがとうございます。

前回の懇話会でも述べさせていただきましたが、実効性のある少子化対策を推進することは、持続可能な社会保障制度を構築する観点からも極めて重要な政策課題と認識しております。そのための安定財源を確保することについての必要性は理解しております。その上で、先ほど来、複数の構成員からの御指摘もありました支援金の位置づけに関連しまし

て1点確認させていただきたいことがございますが、資料1の6ページ及び資料2の6ページ、医療保険者にこども・子育て支援金を徴収していただき、国に納付することを願うとの記載があり、また、資料1の8ページ及び資料2の7ページの注には、支援金の設定は被用者保険については実務上、国が一律に示すこととするとあることとを照らし合わせますと、今回の支援金については目的、使途ともにこれまでの医療保険とは全く異なる、全国民が負担し、支援する新たな仕組みであり、医療保険者としての自主的、自律的な財政運営に影響を及ぼすものではないと理解しております。

その理解を整理して申し上げますれば、支援金制度については、全世代を対象とする医療保険制度の仕組みを援用して、少子化対策という国にとって重要な施策を充実するための支援金を資料にあるとおり、国からお願いされて医療保険者が言わば代行的徴収を行うものと理解しますが、こうした理解でよろしいでしょうか。この点を確認させていただければと思います。

また、資料2の7ページ、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等の措置を講ずると記載されております。前回の発言を反映していただき、大変感謝申し上げます。この点、今後の予算措置の中でぜひ確実に必要な費用を措置いただくよう、重ねてお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○遠藤座長 ありがとうございます。

大体一通り御意見はいただけたかと思えます。それでは、事務局、非常に大量にありますけれども、質問のみならず、御意見に対するコメント、御要望に対するコメントも含めてお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

○熊木審議官 多岐にわたる御意見、御質問をいただきましたので、どこまで整理できるかということがございますけれども、まずコメントいただきました点につきましては基本的に私ども、しっかりと受け止めさせていただきまして、これからの検討に反映させていきたいと考えております。

質問としては、まず五十嵐構成員からだったかと思えますが、支援金の性格に関するものがございました。その前に、歳出改革は努力目標ではなくて必ずしてほしいというコメントもございましたが、これは少し細かくなりますが、6月の戦略方針の時点では歳出改革等によって負担の軽減を図り、その範囲内で支援金を構築することを「目指す」という表現とされておりましたが、今、目指すという言い方はしておりませんで、負担軽減を図ってその範囲内で構築するというので、努力目標ではなくてしっかりやるということで明記させていただいてございます。

なお、賃上げにつきましても、以前から戦略方針に書かれておりましたので、そういう意味ではこれまでも書かれていたことを今回も丁寧に書いているということでございます。

支援金の性格ですが、何人かの方々から多様な御意見なり御質問があったかと思えますが、まず、これは前提といたしましては、今回、資料に記載させていただきまして、基本

的な考え方としましては、そこに記載のとおりでございます。その上で、今後法案を作成していきませんが、これは法的に極めて厳格な部分でもございますので、政府内の法制担当部署、専門部署との検討、相談をさせていただきまして、法案の形で提出するときに、法的性格についても、しっかりと議論して決めていく、そういう事柄でございます。

その前提でということになります。税か社会保険かということがよく言われていますが、支援金は税とは異なるものとして検討してございます。税というものは、いろいろな講学上の定義がございすけれども、一般的には公権力の行使として財源調達のために一方的に費用の徴収を行うものであるとされています。他方、社会保険とは、連帯の精神、助け合いの考え方に基づきまして、一方的に徴収するというのではなく、参加者が誰かを助けようという分かち合いの輪をつくって、そうした中で給付をするために拠出をするというものです。通常はそこに反対給付というものがあって、それが大きなメルクマールとして存在しますが、医療保険におきましても、反対給付につきましても、かなりいろいろな例があるというのが今日でございます。

今回、私どもは、支援金を、新しい分かち合い・連帯の仕組みとして提案させていただいておりまして、少子化対策には被保険者、そして保険者に大きな受益、これは直接的な給付があれば間接的な受益もあることから、いずれにしてもこれは助け合い、分かち合い・連帯の仕組みだと。そういう意味におきまして、伊奈川構成員から、社会保険の仕組み、枠組みの中のものではないかという御指摘があったということは、重要な御指摘というように考えてございます。

ただし、それはこれまでとは一線を画す、新しい分かち合い・連帯の仕組みであります。今までの制度の延長で物事を考えますと、AなのかBなのかということになります。今、私どもが実現しようとしていることは、少子化という大きな課題に対してまったく次元の異なる対策を取ることとございまして、そういう意味では、少し分りにくいというのは恐らくそういうところに淵源があるのかなというように考えております。

話が長くなりましたが、歳出改革と賃上げの取組について、これも幾つか御質問があったと思います。まず、実質的な負担軽減を図る範囲内で支援金を創設するというのは、例えば社会保険に係る国民の負担として保険料をイメージしてくださって結構ですが、100という値だとして、高齢化が進むので黙っているとそれが120まで上がってしまう。それを何とか食い止めようということで努力して110にする。100よりは大きいのですが、120ではなく110にするので、10の隙間ができる。その範囲内で支援金を導入する、こういうことを申し上げておるわけです。これは以前より申し上げておったわけですが、最近、賃上げが明確化された結果、何か賃上げが支援金に替わるのかという、そういう話を聞いたこともございます。これは全くそういうことではないということとでございます。

歳出改革につきましても、子育て予算の確保のためではなく、そもそも社会保障が持続可能性を高めていくために必要なものであって、これは全世代型社会保障構築という観点でかねてより議論がなされ、これからも実行していかなければならないものであります。

そういう改革を行っていく中で、当然、歳出の効率化を図る必要がございます。他方で、先ほど袖井構成員からは、医療・介護について不安になるような改革を行っては意味がないという御意見がございました。したがって、改革はしっかりと行うとしつつ、その中身については毎年丁寧に議論して決めていく、こういうプロセスが必要なのだろうと思っております。

いずれにしても、国民負担という意味では、歳出改革と賃上げと両方の効果を見るということでもありますけれども、では、なぜ賃上げを見るのかということですが、負担率、社会保険料の率というものを考えたときに、分母となる所得、賃金が上がれば社会保険料率なり負担率を低下させる効果がございます。

今、どうしてそれが低下しないかといえ、社会保障の伸びのほうが賃金の伸びより大きいものですから、理論上は軽減される、低くなるはずですが、実際には下がりません。先ほど申し上げたように高齢化に伴ってどうしても上がっていくということが生じます。しかし、効果といたしましては、所得を上げることによって負担が軽減されるという効果が生じますので、賃上げの効果も念頭に置いて国民負担率の軽減を図る。これは当然の考え方だと思います。

他方で、今回、未来戦略をつくりましますけれども、その中で3兆半ばの加速化プランの財源について、歳出改革で幾らか、支援金は幾らなのか、これははっきりと金額として明らかにすると申し上げております。したがって、歳出改革の数字が決まりましたら、それをしっかりと2028年度までかけて確実に実現していくことが必要になりますので、賃上げが新たに言われるようになったことによって、歳出改革の努力が緩むという関係ではこれもまたございません。賃上げには当然ながら負担率の軽減効果があるので、その努力は政府としてしっかりと、これはこども家庭庁だけではございませんけれども、させていただくこととさせていただきます。

さらに、抛出をする立場の方の意見の聴取について複数の御意見がございました。今回の素案におきましては、支援納付金の総額の決定のところに意見の聴取を書かせていただきましたが、これは毎年御意見を賜るということで、恒常的な組織をきちっと設けまして、その中で単に総額の話ではなくて支援金制度そのものについてのいろいろな御意見を賜りたいと考えてございます。その際には、佐藤構成員から御意見がございましたように、若者の意見をどう反映するのか。これは具体的にはこれから決めることではございますが、大変重要な意見だと思いますので、それはしっかりと確保していきたいと考えます。

給付と負担の関係が明らかでないという御意見があったと思いますが、むしろ充当先を法定化いたしまして、そのためにこの支援金を集めるということでもありますので、そういう意味で支援金についての給付と負担の関係は、少なくとも給付については明らかだということとさせていただきます。

次に、その負担が明らかかどうかということがございまして、幾つかの御意見で上乘せという表現がよくないのではないかとということがございました。恐らく上乘せという表現

がよくないという御意見の趣旨の一つは、医療保険料として徴収するということになる、それが流用され、あたかも別のものに充てられてしまうというような誤解を与えるのではないかという御意見だと思っておりますので、私どももちょっと注意して、これはメディアの皆さんにも申し上げたいと思っておりますけれども、上乘せという単語は用いないようにしたいと思います。医療保険料とあわせてこの支援金を頂戴するというところでございます。

流用がないということについては、充当先が法定化されるということに加えて、特別会計を設け、しっかりとした閉じた世界をつくるということに尽きると思っております。その上で、具体的に見える形としては、被用者保険については支援金の率を私どもで示す、公表するというによりまして、一般の医療保険料とは異なる取扱いを政府としてもさせていただくということになろうかと思っております。

その他、権丈先生からは、支援金と医療保険との関係のくだりでポツ3つあって、3つ目はなくてもよいのではないかということでありましたが、今、申し上げたように上乘せではない、流用ではないということをはっきりと申し上げさせていただいた上で、多角的な趣旨をここでは論じているところでもありますので、この3ポツ自体には意味はあるというようには考えておりますけれども、今後とも説明には気をつけてまいります。

それから、前例になる危惧があるのではないかという御懸念があったと思っておりますが、やはり申し上げましたように、支援金を連帯の仕組みとして提案させていただいて、この事業に充てるのだと、4つのことを提案しています。その意味で給付と負担の関係ははっきりしているというのが私どもの考えではございますが、今後、もっと税でやるべきではないかとか、あとは拠出金でなくて支援金でという御意見の方もいらっしゃると思っておりますし、もちろん今後どういう議論がされていくのかというのは、今後委ねる部分が当然あるかと思っておりますけれども、今回のこの加速化プランにおいて御提案申し上げているのは今回の仕組みに尽きる訳でございます。

後の将来、何か新しく分かち合いの輪を広げようではないかという話が出るのであれば、それはその議論、中身によって歓迎すべきなのかもしれませんが、いずれにしても、分かち合いというものがちゃんと成立するかどうかということが正直言うと一番のポイントではないかと考えてございます。

最後にですが、北川構成員からは確認したいということでありましたので、しっかりと確認させていただきたいと思っておりますが、医療保険者の役割について、資料の記載の趣旨でよいかと、そういう御確認だったと思っております。私どもといたしましても、御質問の意図される趣旨に異論はございません、その点、申し上げさせていただきたいと思っております。

改めて申し上げますが、支援金制度はこれまでの医療保険制度とは一線を画す新しい分かち合い・連帯の仕組みだと考えています。少子化対策が医療保険者の存立基盤にも重要な受益となることなどを踏まえまして、医療保険者には、支援金の賦課・徴収等々にその役割を果たしていただきたいと考えておりますが、同時に、これは医療保険者のためというだけではなく、もちろん国にとって、あるいは誰にとっても重大な課題である少子化・

人口減少に対するものであります。

次元の異なる対策を実現することが今、どうしても必要であるということで、抜本的に拡充する児童手当ですとかこども誰でも通園の創設などに充当するために、全世代・全経済主体が連携して拠出する仕組みを新しく法律上の手当てを行って創設する、そういうものでございます。資料2（素案）の3ページや6ページにおいて、医療保険者に支援納付金の納付を「お願いする」という表現をさせていただきましたけれども、それが私どもの考えでありますし、今後とも国として求められる役割を適切に果たしていきたいと考えております。

ちょっとすべて答えられたか自信がないのですが、ほかに、知事会から使途の関係でいろいろな御意見がございました。今後とも、ちゃんと現場といいますか自治体の皆さんとしっかりと議論していきながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○遠藤座長 ありがとうございます。

ただいま審議官から皆様方の御質問あるいは御発言に対するコメント、リプライがありましたけれども、それについて御発言された方あるいはそうでない方でも結構ですが、御意見あればいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。御遠慮なくどうぞ。

伊奈川構成員、どうぞ。

○伊奈川構成員 2回目の発言ということでよろしいですか。

○遠藤座長 もう既に2回目の発言に入っておりますので、ただいまの審議官の発言に対するコメントでなくても結構ですし、コメントであっても結構です。もうあとは時間もそれほどありませんから、その辺はどちらでも結構です。

○伊奈川構成員 ありがとうございます。

2点ありまして、一つは、今の議論にも関係しますけれども、今回、新たなというのがわざわざついているので、何なのだろうと私は自分なりに考えておったのですが、一つは、こども金庫というのが新しいことだろうと思いますし、これのコンセプトが非常に重要だと思いましたが、先ほどスウェーデンの話がありましたが、やはり出生率が比較的高いフランスの場合は従来からの家族手当金庫というものがあるわけです。

家族手当金庫はやはり基本的には社会保険の枠組みの中でつくられてきたものなので、けれども、実は新たな金庫として高齢者や障害者の関係の金庫ができて、それが自律連帯金庫というように言っていて、それは実は社会保険かと言われると非常に微妙であります。従来金庫というのはファイナンスだけではなくて事業も主体として実施するという点から言うとファイナンス、まさに特別会計みたいな役割を担っているということですので、そういった点でも今回の枠組みというのはそういうのに近いかなと思っております。そういう点では、やはり少子化という、フランスの場合は高齢者の介護が社会保険ではないものですから、そういうためのファイナンスとして設けられた新しい金庫という意味合いであります。

それと、もう一つは、今まで出ていなかったお話として言いますと、給付と負担の牽連性ということを私も申し上げているのですけれども、やはり重要なのは税とは違って無限の負担というのではないということだろうと思います。負担に必ず上限があつて、例えば標準報酬であれば標準報酬の上限があつたりしますし、そういった点から言いますと、やはり拠出金の場合も受益との関係でどこかに限界点というのがあるのだろうと、そういう視点で拝見しておりますと、パワーポイントの資料ですと9ページのところに一種の上限に当たるような記述が書いてあるわけでありまして、実質的な社会保険負担軽減効果の範囲内で構築する、そういった点も含めて考えると、これはやはり一つの社会保険の中の制度的な担保の仕組みかなと、どのように書かれるか私には分かりませんが、この辺りも非常に重要な点ではないかなと思っております。

以上であります。

○遠藤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

それでは、横尾構成員、お願いします。

○横尾構成員 ありがとうございます。

2点、申し上げたいと思います。私、後期高齢者医療広域連合全国協議会を代表して来ていますが、併せて実は地方自治体、基礎自治体、市町村職員共済組合の全国連合会がございまして、その理事長も務めています。この2つの団体は実は納付率が極めて高いです。後期高齢医療広域連合は保険料負担は99%ぐらい、きちっと納付させていただいています。そして、何よりも子ども・子育てで考えるならば、自分の子や孫という対象がありまして、このことについては自分が犠牲になってもいいぐらいの気持ちで愛情を注がれ、労力をいとわず一生懸命応援されているのですね。それが親、そして、祖父母の世代です。その祖父母の世代がまさに後期高齢者の皆さんなのです。

その方々は、この間、歴史で見れば明治、大正、昭和、平成という激動の時代も生きてこられていますので、かなり我慢強い方が多いですね。そして、実直、真面目です。こういった方々は恐らくいろいろな制度改正があつて、若干意見はあつても、何とか受け入れてみんなのためにということで政府が一生懸命考えてされているから協力しようということで御理解をしようと思われていると思うのです。ぜひそれに甘んじることなく、甘えることなく、やはり何人かも意見をおっしゃったように、よく分かるように広報していただいたり啓発をしていただいたり、基本のことはぶれずにお伝えをしていくことがとても大切ではないかなと改めて感じているところです。

家族としての思いは、最近の言葉で言うとウエルビーイングですね。すなわち、心身ともに穏やかで、そして、幸せな健康な日々を送りたいというのがみんなの願いです。そのことに資する今回の支援金制度だと思っておりますので、ぜひその原点であり、初心であるところを大切にしながら今後のことをよくよく考えながら対応していただきたいなど、これは応援を込めて思っています。

今の思いは本当に高齢者の皆さんは強く思っていることだということをあえて申し添えさせていただきたいと思います。

もう一つは、基礎自治体であります地方公務員の皆さんです。同じように政府が決めた方針の下に、多くの市民の皆さん、町民の皆さん、村民の皆さんを目の前にしながら仕事をされていますので、それに反すること、違うことをやってはいけないという規範の下に、本当に真面目に仕事をしていただいているのです。そういった方々も、だから、ある意味で我慢強いといえるかもしれません。でも、それに甘んじることなく、やはりよりよい制度をお互いにつくるのだという気持ちで、今後、機会があるならば現場のヒアリングをしていただいたりすることも大切だと思います。

その現場という意味で、先ほど申し上げたのは、本当にデジタル改革、やっているはずなのにまだまだ改革が進んでいないと思いますし、専門の方からそういう意見をよく聞きます。

森内閣のときにe-Japan戦略をつくって日本は世界最先端のIT国家になると宣言したのですけれども、隣で見ていた韓国は危機感を覚えて多くの調査団を日本に派遣して、改革に取り組み、あっという間に韓国は国連の電子政府ランキングで世界一レベルになって、日本はまだその下のほうにいるのですね。かなり下位ではありません。かなり上位になってきました。ですから、そういったことから見ても、やはりぜひ無駄のない仕事のやり方とかデジタルをうまく活用するとか、そして、マイナンバーカードをせっかくスタートできておりますので、これが有効に活用されてよりよい医療、福祉、ケア、介護のサービスと直結するような使い方がもっともっと明らかで分かりやすく実現できればより多くの方々も応援をされるでしょうし、理解もして、もっとこんなサービスができるよと、もっとこういうことを使えるのではないのというようになっていって善循環が始まると期待しています。ぜひそういったことも一方では考えていただきながら、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○遠藤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

権丈構成員、どうぞ。

○権丈構成員 ありがとうございます。

先ほどは審議官より御説明くださりましてありがとうございます。素案の先ほどのところ、3つ目のポツの冒頭の部分は少し変えてもいいような気はしておりますものの、審議官より今後の説明に当たって文言に十分注意されるということ、また、法案作成に当たりまして配慮いただくということでございますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

先ほどほかの構成員の方々のお話を伺っておりまして、やはり今回のこども・子育て政策の新しい分かち合いの制度、これを国民みんなで支持していく、そういった機運、若い人たちが明るい未来を信じられるようにしていくというところはやはりとても大切だと考

えております。そうしたことを思いつつ、こちらの素案を眺めておりますと、この支援金制度の必要性を言う際に、どうしてもマクロ的側面、つまり、少子化・人口減少に歯止めをかけて将来の労働力の維持確保という面が強調されているように感じております。

将来の労働力の維持確保、それに加えて購買力というところもございませう。その辺りは労働力や購買力の維持確保ということになるかと思ひますので、そのように加えてもよいかと思ひますが、財源の調達必要性への合意形成を考えると、経済効果を中心として政策のメリットを強調する論になるということには理解してあります。その一方で、そうしたマクロ的側面、特に少子化対策が強調され過ぎると若い人たちにとっては反発する気持ちさえ起こるようにも思ひ、そういった危惧もいたしてあります。先ほど袖井構成員が少子化対策という言葉に気がつけたほうがいいというような、そういう御指摘もありましたので、私もそのように考へてあります。

ファミリーポリシーを私は長年研究してありますけれども、そうした観点から、支援金制度を支持してあります。そのメリットとしまして、比較的ミクロの観点、子育て期の支出の膨張と収入の途絶に賃金システムが対応できないという欠陥を補うサブシステムとしての再分配の必要性という、そういうミクロの観点を重視してあります。働く人たちのウェルフェア、ウェルビーイングを高める政策、若い女性たちのキャリア形成をサポートする政策、全体としてはワーク・ライフ・バランスの施策を新しい世代のニーズに合わせてアップデートする政策として今回の支援金制度の創設を支持しているわけですね。

スウェーデンなどの福祉先進国でもファミリーポリシーの充実の背景には、労働力不足や少子化問題がございませう。しかしながら、理念としては子育て家庭の支援、普遍的福祉政策、ジェンダー平等など国際的にも高く評価され、働く人々の共感を得ることのできる理念を表に掲げて議論しようとしてあります。日本においてもいま少しマクロとミクロのバランスが取れた説明をして、学生を含めた若い人たちや働く人たちにも好感を持っていただけるメッセージが届くようにしてもらえればと、労働経済学を専攻している者として強く思ひてあります。ありがとうございます。

○遠藤座長 ありがとうございます。御意見として承りました。

ほかにいかがでございませう。よろしゅうございませうか。

それでは、一通り御意見を頂戴できたと思ひます。それでは、意見交換、ここまでにさせていただきたいと思ひます。皆様、本当にどうもありがとうございました。非常に多くの観点からの御意見を頂戴いたしました。私自身、大変有意義な時間になったと思ひてあります。

多少蛇足にはなりますが、私も何もしゃべらないというのもあれですので、最後に今までの御発言等々もまとめた上で、私なりの考へ方、少しお話しさせていただきたいと思ひます。

そもそもこの大臣懇話会におきましては、今回、加速化プランの財源の一つとして非常に重要な支援金制度、これを具体的にどうするかということについて御議論いただいたわ

けであります。非常にいろいろな御意見を賜りました。この新しい仕組みの法的な面とか実務的な面、その他文化的な面も含めまして制度設計について議論する場でありましたし、実際、そのような議論がなされたと思います。

また同時に、この議論を俯瞰してみますと、この支援金制度が本当に少子化という大きな課題に対応していく中で非常に重要な仕組みであるということは改めて私自身、認識をさせていただきました。少子化は事務局も言うておりますように若者世代が急減し始める2030年代までに、少子化対策がまさにラストチャンスであると。そうした危機感を社会が共有して、戦略方針の基本理念に示されておりますように、社会全体の構造・意識を変えていくことが重要だと。言うのは簡単ですが、なかなか難しいことのおかげでありますけれども、まさにその難しいことをやらなければならないということでもあります。

その意味で、支援金制度は単なる拠出ではなくて、新しい分かち合いであるとか連帯の仕組みとして捉えて、社会が子育て世代をどうやって支えて応援するか考えていくことが重要だと、これは素案で指摘されていることですが、それにはうなずけるところがあるなというように思います。

また一方、医療保険制度の特徴を考えますと、これも素案に示されておりますように、単に全世代が加入するというだけでなく、疾病や負傷に対する給付に加えて、出産や死亡に関する給付も含めた非常に幅広い安心を提供する機能を担ってきたということ。あるいは後期高齢者支援金であるとか出産育児支援金など、世代を超えた支え合いの仕組みとして発展してきたということなどを考えると、この支援金制度を考える上で非常に重要なポイントになるということはそのとおりだというように思っております。

ただ一方で、この支援金制度を医療保険者の御協力をいただいて実施していくことにつきましては、本日の検討会でも様々な御意見がありましたように、本来の医療保険業務への影響も含めていろいろなお立場からの御意見がございます。したがって、こども家庭庁におかれましては、それらの御意見を十分に踏まえた制度設計を行っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、支援金制度とは直接は関係はいたしません、加速化プランを支える財源としては歳出改革も大きな論点でありました。これも本日の検討会の中でもコメントがありましたけれども、この歳出改革を実施することに当たりましては、全世代型社会保障を構築するという観点から、国民あるいは現場の声を聴いて丁寧に進めていくことが非常に重要だと考えますので、その辺もよろしく願いしたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

それでは、本日の懇話会はこれにて閉会したいと思います。

皆様におかれましては、本当に第2回にわたりまして非常に集中的な御意見を頂戴いたしまして改めて御礼申し上げたいと思っております。

事務局から何かございますか。よろしゅうございますか。

○田中参事官 特段ございません。

○遠藤座長 それでは、御出席いただきました皆様あるいはオンラインで御参加の構成員の方、大変お疲れさまでした。本日はこれをおもちまして終了したいと思います。ありがとうございました。